お ら せ

人で の土起 皆地業 様収者 に用国 法 土 土の交 地規通 収定大 用に臣 法よが 第る行 ニ事う 十業一 八の般 条 認 国 の告号 規 示改 定及築 に゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹ より、手続の の牛 次 保久留土 の の浦 項 告 バ 示 イ つ っ が あ パ ス て y C お まに 知 しつ ら たい せ のて で ま ` 令 す 。土 和 地七 所 年 有三 者月 及三 び日 関付 係け

記

事 収業 告 示 が あ つ た 土 地 $\widehat{\neg}$ 起 業 地 \sqsubseteq ع 1) い ま す

田下 、茨用の 城こ稲城の認 字県あ荷県部定 天土ん川つ分の 神浦の字く 前市地菅ば 小内間市 下高 `崎 菅 字 間永 字久 出保 山字 寺 池久 の保 台 `字 西永 大久 井保 字山 西ノ ノ入 原 `字 稲竹 岡ノ 字下 屋山 敷ノ 台入 及 び字 字山 迎ノ 山入 並及 びび に字 新竹 牧ノ

久 保茨字 字山 中田 台 及丁 び目、 字、 字 中 Z 道戸 地 内乙 戸 字 高 山 中 村 西 根 字 白 楽 並 び に 中 字 観 音 堂 字 白

使

下 `茨用 城菅城の 県間県部 土字つ分 浦出 市口ば 中山市 高 西池崎 根の字 字台永 白並久 楽び保、に、 1: 中西字 字大寺 観井久 音 字 保、 堂 西 `ノ 字 原 竹 白 地 楽 内 山 1 入 字 山 入 及 び 字 竹 下 荷 Ш 字 菅 間

茨 村 ` 字 天 神 前 字 中 台 及 び 字 中 道 地

 $\overline{}$ 注 てたま土こ都右 ご 土 、覧 地 を だ表 示 る 义 面 は つ < ば 市 役 所 建 設 部 道 路 計 画 課 及 び 土 浦 市 役 所 都 市 政 策 部

明だせ地の市記 らしんで図計イ あ面画 っの課口 てうでの ち 続黒 の色 保のさ 留斜いす が線 解を 除も さっ れて る表 ま示 でし はて `あ 後る 記部 の分 よは う な収 事用 業又 のは 認使 定用 のの 告手 示 続 のを 効保 果留 はし 発て 生い る

か に手 事 続 業を に保 支 留 障し をて 及い ぼる す土 よ<u>ー</u> よ地 うで なぁ 形 つ . 質 て の ŧ 変 更 茨 は 城 で き 知 ま 事 せ の ん 。許 可 を 受 け な け れ ば 起 業 地 に つ い

`つ

起土 業地 地 価 に格 つの い固 て定 はに 事い 業て の 認 定 の 告 示 の あ つ た 日 を ŧ つ て 土 地 価 格 が 固定 さ れ る ت ع に な IJ ま す

Ξ

人事関 に業係 含の人 ま認の れ定範 なの囲 い 告 の こ 示 制 とが限 にあに なりたったいっ ま日て す以 降 に 新 た な 権 利 を 取 得 し た 方 は 既 存 の 権 利 を 承 継 た 方 を き 関 係

四

あ事土 ら業地 かのの じ認形 め定質 茨の変 城告更 県示及 知がび 事あ損 のっ失 承た補 認日償 を以の 得降制 なに限 け `に れ土つ ば地い `のて こ形 れ質 にを 関変 す更 るし 損 失工 の作 補物 償を は新 受 築 けし ら又 れは ま増 せ改 ん築 。等 を す る لح き は

五 受 に つ い

補土土 償地地 を所所 有有 建者者 物は及 等土び の地関 所に係 有対人 者すが る 借補け 神賞を、 家償 人を 等 は 土 が 形 で 6移転に必要な土地に関するれできる補償 対する る な補償る所有 が補償を を以 そ外 れ れぞれ れ 利 受 を け る持 つ て がい でる き者 まは すこ 権 利 対 す る

六

自 裁 裁 分決決 が申申 権請請 利はの を起請 持業求 っ者に てがつ い行い るいて 土ま 地す にが つ、 い土 て地 裁所 決 有 の者 申及 請び を土 早地 くに 行 関 うす よる う所 起有 業権 者以 に外 対の し権 請利 求を す持 るっ こて とい がる で関 き係 ま人 すは

七

所裁外土補 有決の地償 者申権所金 若請利有の しのに者支 く請対及払 は求すび請 ع 関 る土求 係あ補地に 人わ償につ がせ金関い 裁っのすて 決し支る 申な払所 請けい有 を権 のれ 請ば起以 求な業外 をしてなりまれるに対外の権 ているに対してに対して を 持 。ただし、既に起業し請求することがでお持っている関係人は لح き は、し ٦ の 限 9では できま よ、」 はあります。土地 の り 裁 ま決こ又 せ申のは は 請補土 を償地 し金に の関 又支す は払る 他請所 の求有 土は権 地 、以

八 、つ て

員明明 会渡渡 あ裁裁 て決決 にのの 申申申 立立立 ててて をはに 行 う土い き 地 と所 が有 で者 き 及 まなび す。関 係 人 が 早 期 1= 移 転 を 希 望 さ れ る لح き な ێڂ は、 直 接 茨 城 県 収 用 委

九

計伴補パ 画う償ン 課お等フ に知にレ おら関ッ いせすト でしるの くに詳配 だつし布 さいいに れて内つ ばは容い 配 、をて 布国記 い土載 た交し し 通た ま 省パ す 関ン 東フ 地レ 方ッ 整ト 備 局 常土 総地 国 収 道用 事 法 務に 所基 及づ びく 土事 浦業 市認 役 定 所が 都行 市わ 政れ 策た 部こ 都と 市に

国 茨 そ 土城の 交 県 他 通土 省浦不 関市明 東川な 地口点 方一に 整丁つ 備目い 局一て 常番は 総二 国十左 道六記 事号事 務ア務 所丨所 バに 電ン照 話ス会 クし 0 エ て ニアく 九土だ △浦さ ハビい ニル 六 四 階

0 四 0